

判決プロジェクト研究会 第7回 議事要旨

1. 日 時 令和元年10月4日（金）午後4時00分～6時00分
2. 場 所 法務省民事局会議室
3. 出席者 佐瀬教授，杉山教授，高田教授，竹下教授，道垣内教授，中西教授，西谷教授，古田弁護士，竹内審議官，内野参事官，石川局付
4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明等がされ，引き続き，自由討議が行われた。

【外交会議の結果】

- 令和元年6月18日から7月2日までハーグ平和宮にてハーグ国際私法会議（HCCH）第22会期外交会議が開催された。外交会議では，平成30年5月の特別委員会において取りまとめられた条約草案（資料10参照）を基礎として審議が行われた結果，令和元年7月2日に「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約（仮訳）」が採択された（資料11参照。以下の条文は特に断りのない限り本条約のものを指す。）。

【本条約の概要】

（知的財産）

- 第2条は，本条約の適用範囲について定めている。このうち，特に知的財産については，従前から意見の対立があり，外交会議でもコンセンサスに至らなかったため，全般的に適用範囲から除外された（同条第1項m参照）。このように，コンセンサスが得られなかった事項については，基本的に条約上の義務を課さない方向で決着した。
- 本条約の適用範囲から除外される「知的財産」の意義については，特許，商標，著作物のように現在一般的に知的財産として扱われているもののほか，伝統的知識，遺伝資源，伝統的文化表現のように一部の国でのみ知的財産として認められているもの，更には将来登場するであろう新たな知的財産をも含み得る概念であることが共通認識となっていた。また，知的財産の有効性や侵害に関する判決は本条約の適用範囲から除外されるが，ライセンス契約に基づくロイヤリティの支払を命じる判決など，知的財産をめぐる契約に関する判決の取扱いについては，知的財産に関する判決と性質決定されるものについては適用範囲から除外され，そうでないものに

については適用範囲から除外されないといった程度の共通認識はあったものの、厳密にどこまでが適用範囲から除外されるのかについては必ずしも明確化されなかった。もっとも、ここで適用範囲から除外されなかった判決も、無効の抗弁等により先決問題として知的財産の有効性等が問題になっていれば、それを理由に承認執行を拒否することができるため（第8条第2項参照）、知的財産に関する判決について条約上の承認執行義務を課される場面は限定的であると考えられる。

（共通裁判所）

- 複数の国に共通する裁判所の判決の取扱い（草案第4条第5項、第6項参照）については、特に規定は設けられず、解釈に委ねられることになった。

（間接管轄）

- 第5条では一般的な間接管轄が定められているが（同条第1項参照）、居住用の不動産賃借権（tenancy）及び不動産登記については、不動産所在地国での判決に限って条約上の承認執行義務が課されている（同条第3項参照）。また、第6条では不動産の物的権利（rights in rem）について専属管轄が定められており、不動産所在地国での判決については条約上これを承認執行する義務が課されるのに対し、それ以外の国での判決については条約上これを承認執行してはならない義務が課されている。

（国家関連判決）

- 国等が当事者である手続から生じた判決については、締約国の宣言により本条約の適用範囲から除外することができる（第19条参照）。ただし、宣言の対象は国若しくはその政府機関又はこれらのために行動する自然人に限られており、国有企業については基本的に宣言の対象とならない。また、国等がその手続において原告であるか被告であるかを区別して宣言することは認められていない。

（他の条約等との関係）

- 第23条は本条約と他の条約等との関係について定めており、本条約が締結された令和元年7月2日より後に締結される他の条約等において第6条の専属管轄に基づく条約上の義務に反する定めを置くことは認めていないが、それ以外の場合には基本的に本条約が他の条約等に譲ることになっている。

（条約関係の創設）

- 第29条は条約関係の創設について定めており、ある国が新たに本条約の締約国

となる場合に、既に締約国となっている他の国は12か月以内にその国との間で条約関係を創設しない旨の通知をすることができ（同条第2項参照）、新規の締約国もまた批准書等を寄託する際に既存の締約国との間で条約関係を創設しない旨の通知をすることができるとされている（同条第3項参照）。

- 条約関係の創設については、これまでにハーグ国際私法会議で採択された他の条約にも類似の規定を有するものがあつた。このような規定の背景には、真に司法制度が相容れない国が存在する場合に、個別の裁判所が公序違反を認定して承認執行を拒否することが難しいとの考えや、司法共助の観点から問題のある司法制度に助力することはできないとの考えもあつたのではないかと思われる。

（裁判上の和解）

- 裁判上の和解については、当事者の合意に基づく同意判決（consent order）と区別する根拠が乏しいなどの理由により、第11条において判決と同様に執行の対象とされている。裁判上の和解の執行に対する拒否事由としては、第7条に掲げられた拒否事由が当てはまるほか、和解の合意自体に瑕疵があるとして和解の有効性自体を争うこともできると考えられる。

以上